

株式累積（積立）投資約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現 行	改 正
<p>1. (約款の趣旨)</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）との株式、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券の累積（積立）投資に関するとりきめです。<u>(以下 株式、優先出資証券は「株式等」といいます。)</u></p> <p>当社はこの約款に従って累積（積立）投資契約（以下「この契約」といいます。）を申込者と締結いたします。</p> <p>申込者は、この契約の内容を十分に把握し、申込者の判断と責任において株式等の累積（積立）投資を行うものとします。</p> <p>(省略)</p>	<p>1. (約款の趣旨)</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）との株式、<u>ETF、REIT、及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券等</u>（以下「株式等」といいます。）の<u>中から当社が選定する銘柄</u>の累積（積立）投資に関するとりきめです。</p> <p>当社はこの約款に従って累積（積立）投資契約（以下「この契約」といいます。）を申込者と締結いたします。</p> <p>申込者は、この契約の内容を十分に把握し、申込者の判断と責任において株式等の累積（積立）投資を行うものとします。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>8. (持 分)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 上記(1)から(3)にかかわらず、当社株式累積投資口名義の株式等に係る発行会社に対する権利の行使は当社が行うものとします。なお、申込者は、当該株式に係る発行会社の各株主総会における議決権の行使について、当社に対して何らの指示も与えることはできません。</p> <p>(6) 申込者は、当社株式累積投資口名義の株式等の申込者に係る持分について、当社に対して次に掲げる事項の請求はできません。</p> <p>①発行会社への<u>単元未満株式の買取請求の取次ぎ</u></p> <p>②<u>優先出資証券の発行金融機関への単元未満口数の買取請求の取次ぎ</u></p> <p>③申込者の他の口座の残高との合算</p> <p>④申込者の他の口座への振替指図</p> <p>⑤当社又は第三者への質権その他の担保権の設定</p> <p>(省略)</p>	<p>8. (持 分)</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 上記(1)から(3)にかかわらず、当社株式累積投資口名義の株式等に係る発行会社に対する権利の行使は当社が行うものとします。なお、申込者は、<u>当該株式等</u>に係る発行会社の各株主総会等における議決権の行使について、当社に対して何らの指示も与えることはできません。</p> <p>(6) 申込者は、当社株式累積投資口名義の株式等の申込者に係る持分について、当社に対して次に掲げる事項の請求はできません。</p> <p>①発行会社等への買取請求の取次ぎ</p> <p>削除</p> <p>②申込者の他の口座の残高との合算</p> <p>③申込者の他の口座への振替指図</p> <p>④当社又は第三者への質権その他の担保権の設定</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>10. (株式等の管理)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当社は、当該株式等を株式会社証券保管振替機構で管理することができるものとします。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p>	<p>10. (株式等の管理)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、当該株式等を株式会社証券保管振替機構<u>(以下「機構」といいます。)</u>で管理することができるものとします。</p> <p>(3)～(4) (現行どおり)</p>

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>11. (配当金・増資・株式分割等諸権利処理)</p> <p>(1) 共有株式等にかかる配当金、権利交付金等の果実及び株式等の分割等諸権利で取得する株式等は、申込者に代わって当社が受領のうえ、これを当該申込者に当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れて管理いたします。お預り金は、口座に繰入れ後、上記6. (買付の方法)、上記7. (買付時期及び価格)の規定に準じて買付を行うことにより再投資いたします。</p> <p>(2) 当社は、共有株式等について新株予約権(共有株式と同一の種類の株式を目的とするものに限る。以下同じ)が付与された場合は、当該新株予約権を当該権利の基準となる日における当該申込者の当該株式等に係る持分に応じて比例按分したうえ、権利落ちとして指定金融商品取引所が定める期日にすべて当社が買取るものとします。ただし、当社は、当該共有株式が株式会社大和証券グループ本社株式であるときには、当該申込者の当該新株予約権の売却について、指定金融商品取引業者に取次ぐものとし、この場合、指定金融商品取引業者が当該新株予約権を買取るものとします。</p> <p>(3) 上記(2)において当社又は指定金融商品取引業者が買取る当該新株予約権の買取価額は下の算式により算出された価額とします。</p> $\text{旧株式等の権利付数量} \times \left\{ \frac{\text{権利付売買最終日の旧株式等の終値} + \frac{\text{新株式等の払込額} \times \text{新株式等の割当率}}{1 + \text{新株式等の割当率}}}{\text{旧株式等の終値}} \right\}$ <p>(4) 当社は、上記(2)において、当社又は指定金融商品取引業者が当該新株予約権を買取ったときには、買取価額を当該銘柄の権利付売買最終日における売買取引の決済日の翌営業日に当該申込者の口座に繰入れてお預かりいたします。お預り金は、口座に繰入れ後、上記6. (買付の方法)、上記7. (買付時期及び価格)の規定に準じて買付を行うことにより再投資いたします。</p> <p>(5) 当社は、株主・優先出資者(以下「株主等」といいます。)への優待等の名目で支給される物品その他(以下「株主等への優待物等」といいます。)については、申込者に代わって受領のうえ、遅滞なく換金し、これを当該申込者の当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れてお預りいたします。お預り金は、口座に繰入れ後、上記6. (買付の方法)、上記7. (買付時期及び価格)の規定に</p>	<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>11. (配当金・増資・株式分割等諸権利処理)</p> <p>(1) 共有株式等にかかる配当金、<u>収益分配金</u>、権利交付金等の果実、<u>及び</u>株式等の分割等諸権利で取得する株式等は、申込者に代わって当社が受領のうえ、これを当該申込者に当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れて管理いたします。お預り金は、口座に繰入れ後、上記6. (買付の方法)、上記7. (買付時期及び価格)の規定に準じて買付を行うことにより再投資いたします。</p> <p>(2) 当社は、共有株式等について新株予約権等(共有株式等と<u>同種のもの</u>を目的とするものに限る。以下同じ)が付与された場合は、当該新株予約権等を当該権利の基準となる日における当該申込者の当該株式等に係る持分に応じて比例按分したうえ、権利落ちとして指定金融商品取引所が定める期日に<u>全て</u>当社が買取るものとします。ただし、当社は、当該共有株式等が株式会社大和証券グループ本社株式であるときには、当該申込者の当該新株予約権等の売却について、指定金融商品取引業者に取次ぐものとし、この場合、指定金融商品取引業者が当該新株予約権等を買取るものとします。</p> <p>(3) 上記(2)において当社又は指定金融商品取引業者が買取る当該新株予約権等の買取価額は下の算式により算出された価額とします。</p> $\text{旧株式等の権利付数量} \times \left\{ \frac{\text{権利付売買最終日の旧株式等の終値} + \frac{\text{新株式等の払込額} \times \text{新株式等の割当率}}{1 + \text{新株式等の割当率}}}{\text{旧株式等の終値}} \right\}$ <p>(4) 当社は、上記(2)において、当社又は指定金融商品取引業者が当該新株予約権等を買取ったときには、買取価額を当該銘柄の権利付売買最終日における売買取引の決済日の翌営業日に当該申込者の口座に繰入れてお預かりいたします。お預り金は、口座に繰入れ後、上記6. (買付の方法)、上記7. (買付時期及び価格)の規定に準じて買付を行うことにより再投資いたします。</p> <p>(5) 当社は、株主・<u>投資主</u>・優先出資者等(以下「株主等」といいます。)への優待等の名目で支給される物品その他(以下「株主等への優待物等」といいます。)については、申込者に代わって受領のうえ、遅滞なく換金し、これを当該申込者の当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れてお預りいたします。お預り金は、口座に繰入れ後、上記6. (買付の方法)、上記7. (買付時期及び価格)</p>

現 行	改 正
<p>準じて買付を行うことにより再投資いたしません。</p> <p>(6) ~ (11) (省略)</p> <p>12. (累投口座管理料)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当社は、上記(1)の場合、配当金、権利交付金、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、累投口座管理料のお支払がないときは、申込者の持分の返還及び売却換金のご請求には応じないことがあります。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>13. (選定銘柄の除外)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 上記10. (株式等の管理) (2)の規定により機構で管理している株式については、機構が業務規程の定めに従って当該銘柄に係る株式の取扱いを廃止した場合、当社はこの契約に基づきお客様から当社に管理の委託を受けている当該株式を抹消することとします。</p> <p>(省略)</p> <p>附則</p> <p>この約款は、平成22年12月22日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>の規定に準じて買付を行うことにより再投資いたします。</p> <p>(6) ~ (11) (現行どおり)</p> <p>12. (累投口座管理料)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、上記(1)の場合、配当金、<u>収益分配金</u>、権利交付金、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、累投口座管理料のお支払がないときは、申込者の持分の返還及び売却換金のご請求には応じないことがあります。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>13. (選定銘柄の除外)</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p>(3) 上記10. (株式等の管理) (2)の規定により機構で管理している株式等については、機構が業務規程の定めに従って当該銘柄に係る株式等の取扱いを廃止した場合、当社はこの契約に基づきお客様から当社に管理の委託を受けている当該株式等を抹消することとします。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>この約款は、平成29年8月1日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>